

平成 22 年 11 月 30 日

企業会計基準委員会 御中

あらた監査法人
アカウンティング・サポート部

**金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理
に対するコメント**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 22 年 8 月 16 日付で公表されました「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」（以下、「検討状況の整理」という）について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

**1. （質問 1） 公表される市場価格のない株式への投資の分類
【第 18 項及び第 74 項から第 82 項】**

【意見】

公表される市場価格のない株式への投資について、公正価値で測定するものとして分類しつつ取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の適用指針を設ける案（【案 1】）に同意する。ただし、当該株式に対し公正価値評価を行う場合は会社計算規則との関連が問題となる可能性があるため、あらかじめ法令及び他の会計基準との関係を整理しておく必要があると考える。

【理由】

我が国においても、公正価値測定に関する会計基準の公開草案が公表され、市場で入

手不可能なインプットに基づく公正価値評価はレベル3に分類され、それが明確に開示されることとなるため、非上場株式に関する公正価値評価に起因する利害関係者が非上場株式の評価の不確実性に起因して誤った意思決定を行うリスクは過去に比べ低減していると考えられる。

また、非上場株式についても、企業の投資意思決定を行うにあたっては採算性の評価及びその後のモニタリングは行われていると考えられ、IFRS9号や検討状況の整理の適用指針（案）A33項に挙げられた状況は投資評価を見直す理由としては妥当なものであると思われるため、原則を公正価値評価に転換することは透明性の確保、情報提供の拡充につながると考える。

なお、公正価値評価を実施する場合、我が国では企業の非上場株式の保有が幅広く行われていることを鑑みると、教育的なガイダンスを拡充することで実務の成熟を促すことが望まれると考える。

また、公表される市場価格のない株式に公正価値評価を行う場合、会社計算規則第5条第6項各号との関連が問題となると考えられる。第2号では、時価又は適切な価格を付すことができる資産として市場価格のある資産が示されており、当号の適用が出来ないため、第3号の「事業年度の末日においてその時の時価又は適切な価格を付すことが適当な資産」に該当すると考えるが、その場合には、公表される市場価格のない株式の評価差額が純損益に計上されて分配可能額の算定に含められると、常に取引相手が存在し、ある程度短期的な決済が見込まれる店頭デリバティブの評価差額が分配可能額に含められるのとは異なり会社財産の安定性の観点から多少の問題点が存在するように思われる。そのため、あらかじめ法制度側と考え方の整理をしておくことが必要ではないかと考えられる。

2. （質問2）一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリング 【第31項及び第96項から第103項】

【意見】

コンバージェンスを考慮すると、一定の株式に関して公正価値の評価差額をその他の包括利益に認識する指定を行った場合において、その他の包括利益に認識された金額をその後の売却等によっても純損益に認識しない案（【案A】）が妥当であると考えられる。しかし、リサイクリングの要否と並行して、純利益とその他の包括利益の定義付け及びそれらの裏付けとなる概念フレームワークの検討を、別途国際的な会計基準の検討の動向も勘案しながら行う必要があると考える。

【理由】

IASBがIFRS9号の最終基準化にあたり、OCIオプションを適用した株式に対して投資に対する利得及び損失の認識は1度限りにすべきと判断したことは、我が国の会

計基準でも受け入れ可能な考え方だと思われる。すなわち、株式について公正価値で測定する場合、毎決算期ごとに公正価値で評価された金額が当該期に帰属すべき結果であるのだから、当該結果を実現損益で再測定する必要性は乏しいとも考えられる。加えて、こうした累積的損益が売却損益として純利益に含まれることで、却って企業の業績が分かりにくいものとなっているという批判もある。さらにリサイクリングが行われる場合には減損会計の適用が必要とされる（検討状況の整理第 31 項【案 B】）が、減損基準の運用により複雑性がもたらされことも懸念される。

これらを鑑みると我が国の金融商品会計基準の見直しでも IFRS とのコンバージェンスを重視してリサイクリングを認めないことについて一定の合理性があるものと考えられる。

但し、純利益で企業の何が示され、その他の包括利益には何が含まれるべきか明確化することは重要な論点であると理解している。しかし、当該検討はプロジェクトごとではなく包括的に検討されるべきであり、IASB を中心に国際的に進めている検討に引き続き積極的に参画して検討に加わる必要があると考える。

3. （質問 4）適用指針（案）の改善の方向性

（1）OCI オプションの適用対象について

【第 30 項及び第 105 項、第 106 項】

【意見】

検討状況の整理ではいわゆる OCI オプションを適用することができる金融商品として、法的形態に依拠して株式並びに出資証券及び出資金が考えられるとしている。しかし、現在では法的形態は株式であっても経済的実態は極めて債券に類似した金融商品が存在するなど、法的形態を重視しすぎることは却って金融商品の実態に沿った指定が不可能になる危険があると考えするため、例えば IAS32 号の資本性金融商品の考え方を基礎に OCI オプションの範囲を検討することを検討すべきと考える。

【理由】

OCI オプションの適用範囲に関し、法的形態よりも経済的実質に依拠すべきと考える理由は以下のとおり。

- ① 検討状況の整理では、OCI オプションの適用範囲に関して明確化の観点から法的形態に依拠して決定することが提案されている。しかし、株式であっても一定時点での償還が期待されており、配当も一定額であるもの等実質的に債券と同視され得る金融商品や、株式でなくとも永久劣後債など実質的に株式と同視され得る金融商品が存在する。金融商品スキームの作成者、投資者とも経済的に最適な効果が得られるように投資行動を決定しており、このような中で財務諸表作成目的でのみ法的形態に依拠して OCI オプションの適用範囲を決定することは、会計基準が経営者の投

資に関する意図を適切に反映することを妨げる、あるいは会計基準が投資家の行動を制約してしまうリスクが生じると考えられる。

- ② 検討状況の整理第 105 項のなお書きで「同様の性質を有する出資証券や出資金も同じ取り扱いを認めることが考えられる。」としている。しかし、これは株式と実質的に同様という実態に着目した取り扱いであり、そうであるならば OCI オプションの適用が認められる金融商品と経済的に同様の実態であるものは等しく OCI オプションの適用を認めるべきであると考えられる。あるいは、出資証券や出資金が何を示すものかがあいまいであり実務に混乱をきたす可能性があるため、少なくともこれらに含まれるものを明確に示す必要があると考える¹。
- ③ 現行の日本基準の下でも投資信託の受益証券は公正価値の変動により利益を得ることを目的とする（売買目的）とは取り扱われず、その他目的に区分されることが許容されてきた。そのような中で、株式ではないという理由のみで株式以外の同様の経済的実質を持つ金融商品に対して OCI オプションの適用を認めず、評価差額を純損益に計上することを強制することは実質的に売買目的の範囲を経営者の意図より広げるものとする事となり、不要な混乱を招きかねないと考える。

（２） OCI オプションの対象の指定に関する特別なガイドラインについて

【第 109 項】

【意見】

OCI オプションの対象となる資本性金融商品（あるいは株式）を限定するような特別なガイドラインは必要なく、企業の任意とすべきであると考ええる。

【理由】

企業の任意とすべきと考える理由は以下のとおり。

- ① IFRS9 号及び IFRS7 号並びに検討状況の整理でも当該指定は取消不能であるとともに、指定理由及び処分を行った金融資産に関するもの等の注記が求められており、財務諸表利用者の意思決定に資する情報提供と一定の規律を保つことが出来ると考えられる。
- ② 例えば検討状況の整理第 109 項脚注 8 のようなガイダンスを設けた場合、「契約に基づかない便益（検討状況の整理第 107 項）」は漠然とした概念であるため、その判断は極めて困難なものとなることが予想される。そのようなガイドラインは基準に新

¹ 金融商品実務指針第 132 項では、「商品ファンドへの投資を除き、任意組合すなわち民法上の組合、匿名組合、パートナーシップ、及びリミテッド・パートナーシップ等への出資については、原則として、組合等の財産の持分相当額を出資金（金融商品取引法第 2 条第 2 項により有価証券とみなされるものについては有価証券）として計上する。」とされており、OCI オプションの適用対象になるものとも考えられるが、検討状況の整理第 106 項で OCI オプションの適用外とされている投資信託との経済的実質についての違いが必ずしも明確とはいえない。

たな複雑さを持ち込むこととなり、却って投資家の意思決定に資する情報を提供できなくなるのではないかと考えられる。

- ③ ガイダンスを追加する理由として「我が国ではこのような選択が幅広く行われることが考えられる」ということが挙げられているが、当該ビジネスモデルが諸外国と異なり我が国では幅広く行われているならば、当該選択が幅広く行われることが企業の実態を正しく表すことであると考ええる。

(3) 開示規定について

【第 40 項】

【意見】

検討状況の整理第 40 項（１）③の「銘柄別の期末の公正価値」に関しては、我が国企業においては株式投資が幅広く行っている現状を踏まえると簡素化、あるいは経過措置の導入が必要と考える。

【理由】

我が国の企業の資本性金融商品あるいは株式の保有状況を鑑みると、銘柄ごとの期末の公正価値の開示が必ずしも財務諸表利用者の理解可能性の改善に資するものとは考えられない。ある程度の集約的な記載を認めるか、あるいは銘柄数を区切るほうが却って透明性ある情報を提供できるのではないかと考える。

(4) 個別財務諸表における子会社及び関連会社株式の処理について

（第 37 項及び第 118 項から第 123 項）

【意見】

検討状況の整理第 37 項について子会社及び関連会社株式が金融商品会計基準の範囲内であるかどうかも含めて再検討すべきである。

【理由】

検討状況の整理第 37 項は子会社及び関連会社株式について会計基準（案）に含めたいと、当初認識後の取得原価評価及び減損会計の適用を提案している。しかし、検討状況の整理第 122 項(3)で示されているように、IFRS では、当該投資を事業投資とみて金融商品会計基準の適用範囲外として取得原価で評価し、連結財務諸表上の減損との整合性をとる方式も認められている。

一方、会計基準（案）の適用範囲内であるとした場合は、公表される市場価格のない株式について公正価値評価するものとして分類する案（検討状況の整理第 18 項【案 1】）を前提とした場合、子会社及び関連会社株式を金融商品会計基準の枠内で例外的に取得原価評価とするのは妥当ではないのではないかとと思われる。なぜなら、株式に対して公正価値評価を求める理由の一つとして減損会計の適用の困難さに起因する複雑性の低減

が挙げられており、これは子会社及び関連会社株式についてもあてはまると考えられるためである。すなわち、【案 1】を前提とした場合は子会社及び関連会社株式も公正価値評価の区分に含めるのが自然であると考ええる。

しかし、子会社及び関連会社株式について金融投資ではなく事業投資の性格を有するという見解もあり、かつ会社計算規則第 5 条第 6 項第 2 号が明示的に子会社及び関連会社株式を時価又は適切な価格を付することができる資産から除いていることから、現行会社法を前提とした場合に、金融商品会計の枠内で子会社及び関連会社に対して公正価値評価を行うことができるかどうかは疑問もある。このため、検討状況の整理第 122 項(3)項で示されているように、子会社及び関連会社株式を金融商品会計基準の範囲から外し、例えば連結会計基準に含めて取得原価評価とすることを、検討すべきではないかと考えられる。

以 上